## 情報公開事務等の電子化の現状と今後の対応(案)

## 1 情報公開請求の電子化

現状	書面による請求(窓口での提出、郵送、FAX)		
	窓口での閲覧、写しの交付又は郵送による写しの交付		
メリット	・ 県民サービスの向上		
	・ 庁内業務の効率化		
問題点	1 公開請求書の取扱い等の運用面の問題点		
	対象公文書の特定 (対象公文書をどのように特定するか。)		
	請求者の確認 (請求権者であるかどうか、どのように確認するか。)		
	受付日の特定 (決定期限の起算日となる受付日をどの時点とするか。)		
	2 技術的・体制的な問題点		
	請求行為の確認(受信側の機器の故障や誤受信の場合の対応をどうするか。)		
	セキュリティー対策(データ漏えいなどセキュリティー対策をどうするか。)		
	公開請求書の受付		
	平成 16 年度からインターネットによる情報公開請求及び受付が行えるよう、シス		
	テム開発を行う。		
	[問題点の解決方法]		
	1 郵送による請求の場合と同様、請求内容が不明確な場合は、電話やメール等で		
今後の対応	手方に連絡する最低限の情報の記載を求める。記載がない場合は送信できないよ		
	うなシステムにする。		
	請求を受付けた旨の連絡を行う。決定通知書は郵送により行い、電子メールで		
	の通知はしない。		
	県の担当課(県民活動推進課)が内容を確認し、請求者に受付けた旨を連絡し		
	た日を受付日とする。		
	2 県のホームページ上での請求のみ認める。		
	公文書の公開の実施		
	インターネットによる公開は、認証システム、公金収納システム等の開発の動向		
	を踏まえて、導入を検討する。		

## 2 個人情報開示請求の電子化

現状	書面による請求(原則窓口での提出)
	窓口での閲覧又は写しの交付
メリット	情報公開請求と同じ
問題点	情報公開請求の問題点に加えて、
	本人確認(請求者が本人かどうかどのようにして確認するか。)
今後の対応	請求者が本人であるかどうかを認証するシステムが必要であり、技術開発の動向を
	踏まえて、電子申請の導入を検討する。

## 3 電磁的記録の公開方法

3 電磁的記録の公開万法				
現状	【紙に印字できるもの】	【紙に印字できないもの】		
	閲覧及び写しの交付	視聴		
	紙に印字したもので行う。	専用機器(ビデオデッキ等)により		
		再生したものの視聴		
	写しの交付	写しの交付		
	紙に印字したもので行う。	行っていない		
メリット	・ ペーパーレスによるコスト削減			
	・ 請求者の費用負担の減			
問題点	・ 部分公開文書の公開方法 (非公開情報	が漏れないようなマスキング(紙文書の場		
一旦起从	合の黒塗り)をどのような方法で行うか。)			
	【紙に印字できるもの】	【紙に印字できないもの】		
	閲覧	視聴		
	専用機器(パソコン)により再生した	専用機器により再生したものの視聴		
	ものの閲覧			
	写しの交付	写しの交付		
<b>小松の社</b> 庁	次のうち請求者の希望する方法	複製物の交付		
今後の対応	・紙に出力したものの写しの交付			
	・複製物の交付			
	[問題点の解決方法]			
	非公開情報が漏れないようなマスキングの方法が確立されるまで、複製物の交付は、			
	当面は全部公開文書のみとする。			
	電子情報の閲覧や複製物の作成は、専	用機器の整備状況に併せて実施する。		